Ⅳ．施　工　編

第 13 工事施行に係る手続

1 工事の着手

【法】

（標識の掲示）

第四十九条　第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

（標識の様式及び記載事項）

第八十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

２　土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

３　法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三　工事施行者の氏名又は名称

四　現場管理者の氏名又は名称

五　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七　盛土若しくは切土の高さ又は堆積の最大堆積高さ

八　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一　許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【細則】

（宅地造成等工事規制区域内における工事着手等の届出）

第五条　法第十二条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

一　工事に着手した場合。工事着手届(別記第四号様式)

※特定盛土等規制区域については、第十五条で同様に規定

解説

(1) 標識設置

工事主は、工事着手前に、工事現場の見えやすい場所に標識を掲示しなければならない。

(2) 工事着手時の手続

許可を受けた工事に着手したときは、直ちに以下の書類を提出すること。

① 工事着手届

② 工事標識の設置状況を明らかにする写真

③ 許可を受けた土地の全景の写真

様式：様式第 23（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）
⇒「V.資料編　第 18-1　国様式」参照。

様式：様式第 24（土石の堆積に関する工事の標識）
⇒「V.資料編　第 18-1　国様式」参照。

様式：第 4 号様式（工事着手届）
⇒「V.資料編　第 18-2　県様式」参照。

(3) 工事中の注意事項

① 工事中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること
② 許可に係る設計図書を工事現場に常備しておくこと
③ 工事の施行状況を写真、資料等で記録し保管すること
④ 工事施行者は、工事による災害が発生したときは、第三者及び作業員等の人命の安全確保を優先させ、ただちに必要な措置を講じるとともにその旨を関係機関に通報及び許可権者に報告すること

補足：みなし許可工事についても、盛土規制法の標識設置が必要である。
⇒「Ⅰ 概要編 第2 工事の許可等 9みなし許可」参照。

２ 変更の許可

【法】

（変更の許可等）

第十六条　第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　略

３　第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

４　第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

５　略

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

（変更の許可の申請）

第三十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

解説

工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、「軽微な変更」の場合を除き、変更許可を受けなければならない。

なお、変更許可にあたっては、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表及び関係市町への通知の規定が適用されるほか、許可後には、変更後の許可内容への適合を確認するため、「中間検査」、「定期の報告」、「完了検査」等の規定が適用される。

工事の計画を変更する場合には、以下の書類を提出すること。

(1) 変更許可申請書（宅地造成又は特定盛土等：省令様式第七／土石の堆積：省令様式第八）

(2) 当初許可申請時の添付書類のうち内容が変更されるもの

補足：みなし許可の工事は、計画の変更についても都市計画法の規定により変更の手続を行うこと。
⇒「Ⅰ 概要編 第2 工事の許可等 9みなし許可」参照。

様式：様式第７（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書）
⇒「Ⅴ.資料編 第18-１ 国様式」参照。

様式：様式第８（土石の堆積に関する工事の変更許可申請書）
⇒「Ⅴ.資料編 第18-１ 国様式」参照。

補足：添付書類は「Ⅱ.手続編」の書類のうち変更されるものを提出すること。

３ 変更の届出

【法】

（変更の届出等）

第二十八条　前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

３　前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

（変更の届出）

第六十一条　特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の３０日前までに、当該工事の変更計画の届出をしなければならない。

工事の計画を変更する場合には、以下の書類を提出すること。

(1) 変更届出書（宅地造成又は特定盛土等：省令様式第二十一／土石の堆積：省令様式第二十二）

(2) 当初届出時の添付書類のうち内容が変更されるもの

補足：みなし許可の工事は、計画の変更についても都市計画法の規定により変更の手続を行うこと。
⇒「Ⅰ概要編　第２工事の許可等　９みなし許可」参照。

様式：様式第 21（宅特定盛土等に関する工事の変更許可届出書）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-１　国様式」参照。

様式：様式第 22（土石の堆積に関する工事の変更届出書）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-１　国様式」参照。

補足：届出に係る工事については、軽微な変更が規定されていない。よって、変更内容が次ページの「軽微な変更」の内容であっても、変更の届出書を提出すること。

4 軽微な変更

【法】

(変更の許可等)

第十六条　1　略

2　第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2　土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等工事規制区域内における工事の軽微な変更の届出)

第八条　法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、工事変更届(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第十九条で同様に規定

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(1) 変更の手続

軽微な変更をする場合には、工事変更届を提出すること。

様式：第 6 号様式（工事変更届）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-2　県様式」参照。

(2) 軽微な変更にあたる変更

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱う。この場合、変更許可の申請は不要となる。

① 土地の形質変更に関する工事

- a 工事主の氏名もしくは名称又は住所の変更
- b 設計者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- c 工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- d 工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更

補足：工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となる（ただし、一般承継の場合を除く）。

② 土石の堆積に関する工事

- a 工事主の氏名もしくは名称又は住所の変更
- b 設計者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- c 工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- d 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更

補足：土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、変更許可が必要となる。

５ 工事の中止、廃止、再開

【細則】
（宅地造成等工事規制区域内における工事着手等の届出）
第五条　法第十二条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。
一　略
二　工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開した場合。工事中止届（別記第五号様式）、工事廃止届（別記第五号様式）又は工事再開届（別記第五号様式）
※特定盛土等規制区域については、第十五条で同様に規定

解説

工事の中止、廃止又は再開をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(1) 工事の中止、廃止又は再開の手続

工事の中止、廃止又は再開をする場合には、以下の書類を提出すること。

① 工事中止（廃止、再開）届出書
② 中止、廃止に伴う措置を記載した書面
③ 中止、廃止時の土地の状況を明らかにした図面、写真等

様式：第 5 号様式（工事中止・廃止・再開届）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-2　県様式」参照。

(2) 工事の中止又は廃止が可能な場合

工事の中止又は廃止は、原則として工事着手前に限られる。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り、中止又は廃止することができる。

① 防災上の措置が完了しているもの
② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を中止又は廃止しようとするときは、事前に許可権者に相談すること。

６ 許可に基づく地位の承継

(1) 一般承継

許可を受けた工事主の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を引き継ぐことになるため、地位を承継したときは、「軽微な変更」として速やかに許可権者に届け出ること。

一般承継人に工事を継続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出すること。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させること。

補足：「一般承継人」とは、相続人、合併後存続する法人又は合併により新たに設立された法人をいう。
「特定承継人」とは、一般承継人以外の承継人をいう。

(2) 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければならない。

補足：法第27条の届出を行った工事にかかる一般承継については、法第28条の変更届出書を提出すること。

第 14 検査等

1 土石の堆積前の確認

【法】
（宅地造成等に関する工事の許可）
第十二条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
２　略
３　都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
４　略

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査受験の規定はない。このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けることを条件として付加することがある。

表４－１に、確認項目の一覧を示す。

表４－１ 検査項目一覧（土石の堆積：堆積前の確認項目）

対象項目	確認の要点	確認方法
地盤の勾配	・10 分の１以下	断面図
地盤の処理	・伐開除根及び除草	目視及び状況写真
排水施設	・位置	平面図
	・種類、構造	計画図及び状況写真
構　台	・位置	平面図
	・周辺長、高さ	計画図及び状況写真
	・規格	計画図及び状況写真
空地の幅	・周辺幅	計画図及び状況写真
山 留 工	・鋼矢板の種類	計画図及び状況写真
	・周辺長、高さ	計画図及び状況写真
境界柵等	・位置	平面図
	・種類、構造	計画図及び状況写真
	・周辺長	計画図及び状況写真
	・設置状況	計画図及び状況写真

２ 中間検査受検の概要

【法】

（中間検査）

第十八条　第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

３　特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

４　略

５　都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【政令】

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第二十三条　法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四　第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

（特定工程等）

第二十四条　法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

２　前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

解説

政令で定められた規模を超え、かつ、特定工程を含む工事については、当該特定工程について中間検査を受検しなければならない。中間検査の結果、特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ「中間検査合格証」を交付する。

なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程以降の工程に着手することはできない。

すなわち、特定工程である排水施設（暗渠排水）を設置した段階で中間検査を受検し、それに続く排水施設周辺の砕石等による埋戻しは中間検査合格証の交付後に着手しなければならない。

また、みなし許可の工事についても、特定工程を含む場合は中間検査を受ければならない。

中間検査の対象規模・工程を、表４－２に示す。

表４－２ 中間検査の対象規模・工程

検査を要する規模	対象工程（特定工程）
① 盛土で、高さ２m超の崖を生じるもの ② 切土で、高さ５m超の崖を生じるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ５m超の崖を生じるもの（①、②を除く） ④ 盛土で、高さ５mを超えるもの（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積が 3,000 ㎡を超えるもの（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程

補足：みなし許可
⇒「Ⅰ 概要編 第２工事の許可等 ９みなし許可」参照。

補足：みなし許可となる開発許可を受けた工事については、中間検査手数料が別途必要。
⇒「Ⅱ 手続編 第３許可申請の手続 ７申請手数料」参照。

補足：崖とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

３ 完了検査等の概要

【法】

（完了検査等）

第十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

３　第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

４　土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは工事の「完了検査」を、土石の堆積に対する工事を完了したときは工事の「確認」を受けなければならない。

土地の形質変更に関する工事については、技術基準に従い擁壁の設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ「検査済証」を交付する。ただし、開発許可を受けたみなし許可の工事については、都市計画法第３６条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、盛土規制法に基づく完了検査を受検する必要はない。

補足：みなし許可
⇒「Ⅰ　概要編　第２　工事の許可等　９みなし許可」参照。

また、土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ「確認済証」を交付する。

なお、工事が次に該当する場合は、工区ごとに一部完了検査（一部完了確認）を行うことも可能である。

① 当該工事に係る宅地又は農地等の分割が可能で、かつ、その各々が独立して使用できるものであるとき

② 分割によって、他の宅地又は農地等の災害防止の支障とならないとき

４ 検査等受検の流れ

【法】

（中間検査）

第十八条　第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【省令】

（中間検査の申請期間）

第四十五条　法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十三条で同様に規定

（中間検査の申請）

第四十六条　法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十六条で同様に規定

【法】

（完了検査等）

第十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

２・３　略

４　土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条　第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第六十九条で同様に規定

（完了検査の申請）

第四十条　法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十条で同様に規定

（確認の申請期間）

第四十二条　法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十二条で同様に規定

（確認の申請）

第四十三条　法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十三条で同様に規定

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）の受検の流れは図４－１に示すとおりである。

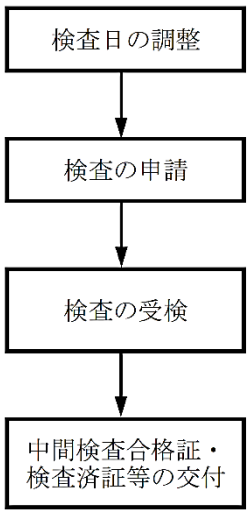

検査等の申請に先立ち、担当者と日程調整を行うこと。

検査等の対象となる工事が完了した日から４日以内に書面により検査等の申請を行うこと。

あらかじめ指定された方法により、検査等を受けること。
土地の形質変更に関する工事については、許可申請の内容と相違がある場合は、「不合格」となる。

検査合格又は除却の確認完了後、中間検査合格証、検査済証又は確認済証の交付を行う。

図４－１ 中間検査等受検の流れ

検査等を申請する場合には、表４－３の書類を提出すること。

表４－３ 各検査に必要な書類

工事区分	中間検査	完了検査・確認
土地の形質変更	・中間検査申請書 省令様式第十三 ・検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図、検査対象の写真	・完了検査申請書 省令様式第九 ・完了部分を明示した平面図※
土石の堆積		・確認申請書 省令様式第十一 ・完了部分を明示した平面図※

※一部完了検査・一部確認を申請する場合

様式：様式第 13（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-1　国様式」参照。

様式：様式第 9（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-1　国様式」参照。

様式：様式第 11（土石の堆積に関する工事の確認申請書）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-1　国様式」参照。

５ 検査項目

【法】

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを、図面等、対象施設の目視、簡易計測（スタッフ、リボンロッド等による長さ、高さ、深さの計測）により確認する。

次ページに「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査要領」及び「工事検査の方法」を示す。

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査等要領

（趣旨）

第一条　この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下「工事」という。）の検査等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　検査等　完了検査、完了確認又は中間検査をいう。

二　完了検査　法第十七条第一項又は法第三十六条第一項の規定により、工事完了時に行う検査をいう。

三　完了確認　法第十七条第四項又は法第三十六条第四項の規定により、堆積した全ての土石の除却完了時に行う確認をいう。

四　中間検査　法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定により、「特定工程」に係る工事の完了時に行う検査をいう。

五　特定工程　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十四条第一項に規定する、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程をいう。

（検査等）

第三条　検査等は、当該許可を行った許可権者において行うものとする。

２　前項の検査等は、工事主及び工事施行者（以下「工事主等」という。）を立会させるものとする。

（検査等の方法）

第四条　検査等の方法は、別紙「工事検査等の方法」による。

（工事の手直し等）

第五条　検査等の結果、工事の全部又は一部が当該許可の内容に適合しないと認めたときは、工事主等に対して補修、改造又は手直し等の措置を指示するとともに、指示事項に対する措置の完了報告を求めるものとする。

２　工事主等から前項の完了報告が提出されたとき、必要と認められる場合は、現地確認を行うものとする。

（違反に対する措置）

第六条　法第二十条及び第三十九条に規定する違反事実がある場合は、同条の規定により必要な措置をとるものとし、その措置が完了したのちにあらためて検査を受けさせるものとする。

（検査の復命）

第七条　検査員は、検査を終了したときは、その結果をすみやかに工事検査復命書により報告するものとする。

別　紙

検査等の方法

（１）完了検査

完了検査の実施にあたっては、盛土及び切土の安定及び施工区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この検査等の方法に含まれないものについては、「山口県土木工事施工管理基準」を参考とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については、工事写真で判定する。

工事写真等により、施工状況が確認できない場合は、必要に応じ、破壊検査を行う。

検査における判断基準については、表１に示す。

（２）完了確認

土石が堆積される前の図面、写真を適宜用いて、堆積された全ての土石が適切に除却されていることを確認する。

完了確認の結果、土石が一部残置されている等、適切に除却されていない場合は、完全に土石を除却するよう指示し、報告を求め、再度確認を行う。

（３）中間検査

中間検査は、施工後に確認することができない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となる。

中間検査の結果により、是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進む必要がある。

中間検査の対象規模及び工程については、表２に示す。

検査における判断基準については、表１の排水施設の項に示す。

表１ 検査における判断基準

工　　種	項　　目	判 断 基 準	検　　査／方　　法	
			確認方法	関連書類
盛　　土	高　さ	計画高さ（申請書類）	・計測確認(高さ)	・平面図・断面図（完成形）
	勾　配	計画勾配（原則 30° 以下）	・計測確認(勾配)	
	盛土材料	計画材料	・目視確認(材料)	・受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度（90%以上を標準）	・目視確認(試験状況)	・試験結果(締固め度)
		まき出し厚さ（おおむね 0.30m以下）	・計測確認(厚さ)	・締固め度状況書類(写真等) （まき出し厚さ・転圧回数）
		転圧回数(試験施工による)	・目視確認(転圧状況)	
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	・目視確認(基盤状況)	・基盤状況書類(写真等)
切　　土	高　さ	計画高さ(申請書類)	・計測確認(高さ)	・平面図・断面図(完成形)
	勾　配	計画勾配	・計測確認(勾配)	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	・目視確認(地盤状況)	・切土状況書類(写真等)
	切土面	法面の安定に影響を及ぼす要因はないか	・目視確認(法面状況)	
擁　　壁	擁壁形式	計画形式(申請書類)	・目視確認(擁壁形式)	・擁壁状況書類(図面・写真・納品書等)
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)（申請書類）	・計測確認(擁壁形状)	・擁壁状況書類(図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	・目視確認(基盤状況)	・基盤状況書類(写真等)
	配　筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等(申請書類)	・目視確認(配筋状況)	・配筋状況書類(写真等)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等(申請書類)	・目視確認(水抜き穴)	・水抜き穴状況書類(写真等)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式(申請書類)	・目視確認(施設形式)	・施設状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状(申請書類)	・計測確認(施設形状)	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	・目視確認(基盤状況)	・基盤状況書類(写真等)
	施設構造	計画構造(材料、寸法等)（申請書類）	・計測確認(施設構造)	・施設状況書類(写真等)
地盤改良	地耐力	計画構造	・目視確認(地盤状況)	・地耐力算定資料 ・試験結果
排水施設	施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)（申請書類）	・目視確認(施設配置)	・施設状況書類(図面・写真等)
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)（申請書類）	・計測確認(施設構造)	・施設状況書類(写真等)
崖面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	・目視確認(保護工種別)	・保護工状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状	・計測確認(施設形状)	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	・目視確認(保護工種別)	・保護工状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状	・計測確認(施設形状)	
防災措置	防災措置の種別	計画種別(申請書類)	・目視確認(防災措置の種別)	・防災措置状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状	・計測確認(施設形状)	

表２　中間検査の対象規模・工程

検査を要する規模	対象工程（特定工程）
①　盛土で、高さ２m超の崖を生じるもの ②　切土で、高さ５m超の崖を生じるもの ③　盛土と切土を同時に行って、高さ５m超の崖を生じるもの（①、②を除く） ④　盛土で、高さ５mを超えるもの（①、③を除く） ⑤　盛土又は切土の面積が 3,000 ㎡を超えるもの（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事の工程

６ 届出工事の完了報告

【細則】

（法第二十一条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出）

第十二条　法第二十一条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第十九条で同様に規定

（法第二十七条第一項の規定による届出をした工事の完了の届出）

第十三条　法第二十七条第一項の規定による届出をした者は、当該工事を完了したときは、速やかに、工事完了届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

解説

(1) 法第二十一条第一項（法第四十条第一項）の届出工事の完了

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に既に着手しているとして届け出た工事が完了したときは、工事完了届を提出すること。

様式：第 8 号様式（工事完了届）
⇒「V.資料編 第18-2 県様式」参照。

(2) 法第二十七条第一項の届出工事の完了

特定盛土等規制区域内において行われる工事として届け出た工事が完了したときは、工事完了届を提出すること。

様式：第 8 号様式（工事完了届）
⇒「V.資料編 第18-2 県様式」参照。

第 15 定期報告

１ 定期報告

【法】
（定期の報告）
第十九条　第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】（盛土規制法施行令）
（定期の報告を要する宅地造成等の規模）
第二十五条　法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
２　法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一　高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

【省令】
（定期の報告の期間）
第四十九条　法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

政令で定められた規模を超える工事については、許可を受けた日から３箇月ごとに工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、報告しなければならない。

定期報告が必要となる工事の規模を表４－４に示す。

表４－４ 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	① 盛土で、高さ２ｍ超の崖を生じるもの ② 切土で、高さ５ｍ超の崖を生じる ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ５ｍ超の崖を生じるもの（①、②を除く） ④ 盛土で、高さ５ｍを超えるもの（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積が 3,000 ㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが５ｍを超え、かつ面積が 1,500 ㎡を超えるもの ② 最大時に堆積する面積が 3,000 ㎡を超えるもの

補足：休止中の工事のほか、着手前や準備工などの現場が動いてない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要。

補足：許可を受けた時点から３箇月を超えない期間内に工事が完了する場合には、定期報告は不要。

補足：崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

２ 報告の方法・内容

【省令】

（定期の報告）

第四十八条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定

（定期の報告の報告事項）

第五十条　法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一　工事が施行される土地の所在地

二　工事の許可年月日及び許可番号

三　前回の報告年月日

２　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における盛土又は切土の高さ

二　報告の時点における盛土又は切土の面積

三　報告の時点における盛土又は切土の土量

四　報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

３　土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における土石の堆積の高さ

二　報告の時点における土石の堆積の面積

三　報告の時点における堆積されている土石の土量

四　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

解説

報告は、定期報告書（県様式）に工事を行っている土地、その付近の状況を明らかにする写真及びその他必要な書類を添付して提出すること。

報告書に記載する必要がある事項は、表４－５のとおりである。

様式：第 7 号様式（その１）定期報告書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事用）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-2　県様式」参照。

様式：第 7 号様式（その２）定期報告書（土石の堆積用）
⇒「Ⅴ.資料編　第 18-2　県様式」参照。

表４－５ 定期報告書に記載すべき事項

工事の種別	報　告　事　項
土地の形質変更	・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（２回目以降の定期報告を行う場合に限る。） ・報告の時点における盛土又は切土の高さ ・報告の時点における盛土又は切土の面積 ・報告の時点における盛土又は切土の土量 ・報告の時点における擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めに関する工事の施行状況
土石の堆積	・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（２回目以降の定期報告を行う場合に限る。） ・報告の時点における土石の堆積の高さ ・報告の時点における土石の堆積の面積 ・報告の時点における堆積されている土石の土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］（盛土等防災研究会編集・初版）P597 引用

第 16 施工上の留意事項

1 盛土

盛土の施工に当たっては、以下の事項に留意することが必要である。

(1) 原地盤の処理

盛土の施工に先立って行われる原地盤の処理の主な目的は、以下のとおりである。

① 盛土と原地盤のなじみを良くする
② 初期の盛土作業を円滑化する
③ 地盤の安定を図り支持力を増加させる
④ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止する

[伐開除根及び除草]

基礎地盤に草木や切株を残したまま盛土を施工すると、これらが盛土後に腐食することにより、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあるため、盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草を行うこと。

[表土処理]

原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合は、予め必要な深さまではぎ取り、良質な盛土材料で置き換えること。

[極端な凹凸や段差がある場合]

凹部や段差付近では十分な締固めができないばかりか、均一でない盛土ができることになり、また、盛土作業にも支障をきたすことになるため、盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土する前に平坦にすること。

[準備排水]

盛土の施行にあたり、元地盤の不陸をならし、自然排水が容易な勾配に整形すること。また、工事区域外の水が工事区域内に入らないように区域内の水とあわせて素掘りの溝、暗渠等で区域外に排出すること。この際、排水の流末が近接地等へ害を及ぼさないようにすること。

参考：「道路土工 盛土工指針」（(社) 日本道路協会 平成 22 年 4 月）P201～202 引用

(2) 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られる。その要因として、1.切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化、2.境界部の盛土の締固めが不十分、3.基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分、4.崩積土よりなる基礎地盤が支持力不足等がある。

傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工すること。

[表層処理]

基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖錐(がいすい)積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去すること。

[段切り]

① 勾配が 15° (約 1：4.0) 程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行うこと。
② 段切りの寸法は、原則、高さ 50cm、幅１m程度以上とすること。
③ 段切り面には、法尻方向に３～５％程度の排水勾配を付すこと。

[既設盛土上の段切り]

① 既設盛土上に段切りを行う場合は、あまり大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意すること。

② 既設盛土の低い部分から順次段切りを行い、段切りを施した高さまでは直ちに盛土を行って、段切りをしたままで放置しないこと。

③ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固めること。

(3) 盛土材料

盛土材料はその特性を十分把握した上で計画を行い、また、盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認の上、利用するものとし、不適切な材料は、改良その他の適切な処理を施さなければならない。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅰ］（盛土等防災研究会編集・初版）P242～P243 引用

(4) 敷均し・締固め

【政令】（盛土規制法施行令）

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条　法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一　盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ　おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

解説

政令では、盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定している。盛土を行う場合は、おおむね３０cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層の土を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行う。

敷均しが行われたときは、引き続いて速やかに所定の締固めを完了しなければならない。締固めが完了しないうちに降雨、降霜が予想されるときは、シート等でその区域を被覆し、含水量の増加を防ぐ必要がある。

(5) 防災小堤

盛土施工中の造成面の法肩には、造成面から法面への地表水の流下を防止するため、工事期間中に限り、必要に応じて、防災小堤を設置する。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］（盛土等防災研究会編集・初版）P273 転載

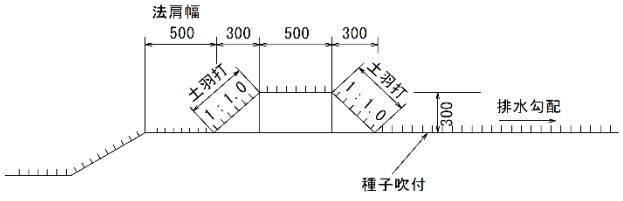

(a)防災小堤(1) （小規模盛土用）

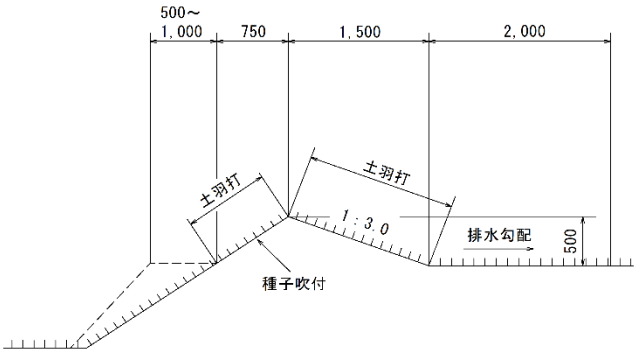

(b)防災小堤(2)

大規模盛土用で砂、砂礫質土の場合に 0.5～1.0m の水平部分（点線）を設けると法面の雨水による崩壊を最小限にできる。

図４－２ 防災小堤

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］（盛土等防災研究会編集・初版）P427 引用

整地工事中は排水管が敷設されていない場合が多く、土と雨水とをともに流さないような仮排水施設を要所に配置する必要がある。

また、排水管が敷設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを開け、上流側の水を受け入れるなどの対策が必要である。

仮排水施設としては、素掘水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂桝等があり、また地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水桝として設置することもある。素掘り水路は工事の進捗により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は適宜U型側溝等を用い、要所に集水桝、減勢工を設けるものとする。

素掘り水路は地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などを設置し、必要に応じて落差工、沈砂桝、沈砂池等により、流速を緩和させるようにすること。

2 切土

切土の対象となる地山は種々の土質から構成されており、施工に当たっては、以下の事項に留意することが必要である。

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図る。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないよう留意する。

(1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
(2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
(3) 土質が層状に変化している場合
(4) 湧水が多い場合
(5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
(6) 積雪・寒冷地域の場合

［岩盤のり面の施工］

・岩盤上の風化土が覆っている場所では、できるだけ早期に境界面の位置を確認して滑りが生じないよう適切な措置をとること。
・切土施工中、急速に風化の進むおそれのある岩が発見された場合には、必要に応じて法面保護工等の措置を速やかに講じること。
・切土の仕上がり法面の凹凸はできるだけ平坦にすることが望ましいが、凹凸が残り、将来、落石の発生が予見される場合は、落石防護工を施すこと。
・岩盤の切取りにあたっては、地山を緩めないようにすること。
・切土施工後に落石のおそれのあるのり面の浮石は丁寧に取り除くこと。ただし、取り除くことが困難な大きな浮石がある場合は、落石対策工を講ずる必要がある。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅰ］（盛土等防災研究会編集・初版）P315 引用

［土砂法面の施工］

・　土層が層状に変化して傾斜している場所では、できるだけ早期に地層の境界面の位置を確認して滑りが生じないよう適切な措置をとること。
・　湧水がある場合や表面はく落の生じやすい土質である場合には、滑り等が生じないように適切な措置をとること。

3 擁壁

(1) 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条　鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二　骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三　骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条　コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

※政令第十条及び第十三条において準用

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、以下の事項に留意すること。

［コンクリートの材料］

・ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする。

表４－６ 使用箇所による粗骨材の最大寸法

使 用 箇 所	粗骨材の最大寸法（mm）	
	砂　利	砕石・高炉スラグ粗骨材
柱・梁・スラブ・壁	20，25	20
基　礎	20，25，40	20，25，40

参考：「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 2022」令和 4 年 11 月 P248 引用

［コンクリート打設、打継ぎ、養生等］

・ コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。

［擁壁背面の埋戻し］

・ 型枠存置期間は、建築基準法施行令第七十六条第二項に定める最低日数を守り、所定のコンクリート強度を確かめられない前に裏込め土の埋め戻しを行わない。

参考：建築基準法施行令第 76 条第 2 項（平成 28 年 国土交通省告示第 503 号）引用

(2) 練積み造擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】
（組積造の施工）
第五十二条　組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロツクその他の組積材は、組積するに当たつて充分に水洗いをしなければならない。
２　組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
３　前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一対三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一対二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。
４　組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要である。

［丁張り］

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置すること。

・　丁張り間隔は、10ｍを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置する。

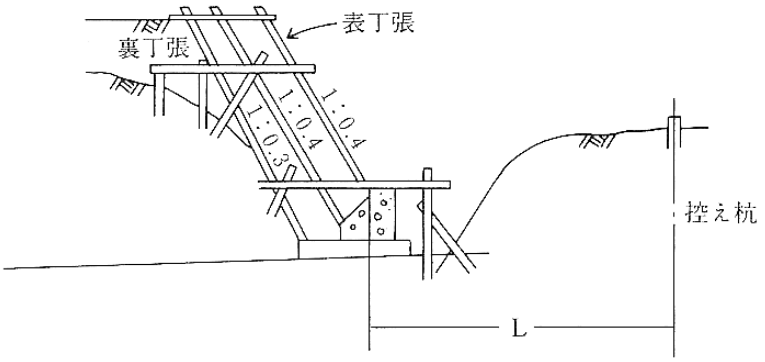

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ｉ］（盛土等防災研究会編集・初版）P504 転載

図４－３ 丁張りの設置例

［抜型枠］

・　裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。

［組積み］

・　練積みは、石またはブロックを水で湿らすとともに、胴込めコンクリートの充填に際しては、十分に突固めて入念に施工しなければならない。また、芋目地は構造の一体性を保持する上で弱点部となるので、組積みに際しては十分注意して施工すること。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ｉ］（盛土等防災研究会編集・初版）P505 転載

図４－４　芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

［施工積高］

・　組積みに当たっては、擁壁が前面にせり出したりしないよう、ある程度下段の組積みが安定してから積み上げるものとし、１日の施工積高は、３～４段とするのが一般的である。積み継ぎ面は、階段状に積み終わり、継ぎ目の弱点を防止すること。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ｉ］（盛土等防災研究会編集・初版）P505 引用

［水抜穴の保護］

・　コンクリート打設時に水抜穴を閉塞しないよう注意すること。また、水抜パイプ（透水管）の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにすること。

［コンクリート打設］

・　胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートが間知石又はコンクリートブロック等と一体化するよう十分締固める。

［擁壁背面の埋戻し］

・　擁壁背面の埋戻しは、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工すること。

・　埋戻しは裏込め栗石（砕石）の中に土砂が混入しないよう十分注意すること。

［養生］

・　胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。

［その他］

・　崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意する。

4 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施行に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々である。そのため、現地踏査や土質調査等によって、原地盤を適切に把握する。

[伐開除根及び除草]

・原地盤に草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後に腐食することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあるため、土石の堆積に先立って、樹木の伐開を行うとともに、土石の堆積の条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草を行うこと。

[極端な凹凸の除去]

・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差等は堆積に先がけてできる限り平坦にかき均し、均一な堆積になるようにすること。

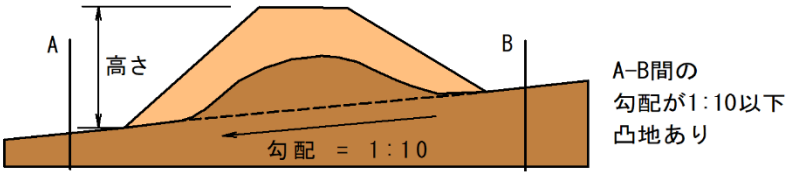

図４－５ 原地盤に極端な凹凸がある場合

(2) 土石の堆積の計画

[堆積方法の選定]

・ 土石の堆積箇所は、周辺の保全対象から十分な離隔をとることを基本とし、必要に応じて、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置を計画する。

参考：「盛土等防災マニュアルの解説［Ⅱ］（盛土等防災研究会編集・初版）P617～618 引用

[排水]

・ 雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

[運搬経路]

・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保する。

[土石の受入れ]

・ 堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認する。

・ 堆積する土石は、その安定性の観点から、建設発生土の土質区分基準（国土交通省技術調査課、平成１８年８月）のうち、第４種建設発生土以上相当とすることが望ましい。

なお、第４種建設発生土相当の土石の割合が高い場合は堆積高さや堆積勾配等に十分配慮し、土石の崩壊が発生しないような堆積計画が

必要である。また、泥土相当の土石を堆積する場合は、堆積地区外に流出しないようにする等、適切な措置が必要である。

５ 工事施行中の防災措置

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するので、工事施行中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施行中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

参考：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和５年５月２６日）「別添付資料５　盛土等防災マニュアル」P22～P23 引用

(1) 工事施行中の仮の防災調整池等

工事施行中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないよう、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈澱させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

(2) 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするため、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが大切である。

(3) 仮排水工

工事施行中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

(4) 法面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施行中、法面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

(5) 表土等を仮置きする場合の措置

工事施行中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因となったりしないように適切な措置を講ずることが大切である。

(6) 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる次の各事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

１）騒音
２）振動
３）水質汚濁、塵埃及び交通問題